

各都道府県介護保険担当課 御中

←厚生労働省 介護制度改革本部

# 介 護 制 度 改 革 I N F O R M A T I O N

## 今回の内容

食費・居住費の設定及び補足給付の  
考え方について

計7枚 (本送信票除く)

vol. 28

平成17年8月15日

厚生労働省介護制度改革本部

〔 貴都道府県内市町村及び関係諸団体に  
速やかにFAX送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 〕

## 食費・居住費の設定及び補足給付の考え方について

これまで、各自治体等から、食費・居住費の設定及び補足給付に関して様々なご質問をいただいておりますが、これらに対する考え方をまとめましたので、送付いたします。

つきましては、管下市町村に対しまして、本資料を速やかに配布していただきますよう、よろしくお願いいたします。

厚生労働省老健局介護保険課

課長補佐 重永 将志

企画法令係 大川 徳明

加藤 謙作

加藤 亮吾

TEL03-5253-1111 (内線) 2164

## 食費・居住費の設定及び補足給付の考え方

(問 1-①) 利用者負担第 4 段階の方の居住費・食費の設定に当たっては、利用者負担第 1 段階から第 3 段階までの方に対する補足給付の「基準費用額」を踏まえた設定をしなければならないのか。

(答)

設定する必要はない。

(補足説明)

利用者負担第 4 段階の方の居住費・食費は、原則として、利用者と施設の契約により設定をするものである。一方、「基準費用額」は、利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方に対して補足給付を行う際の基準であり、利用者負担第 4 段階の方の居住費・食費の設定に当たって、「基準費用額」を踏まえて設定する必要はない。

(問 1-②) 利用者負担第 4 段階の方の居住費・食費が、「基準費用額」を超える場合においても、利用者負担第 1 段階から第 3 段階までの方に対する補足給付は行われるという理解でよいか。

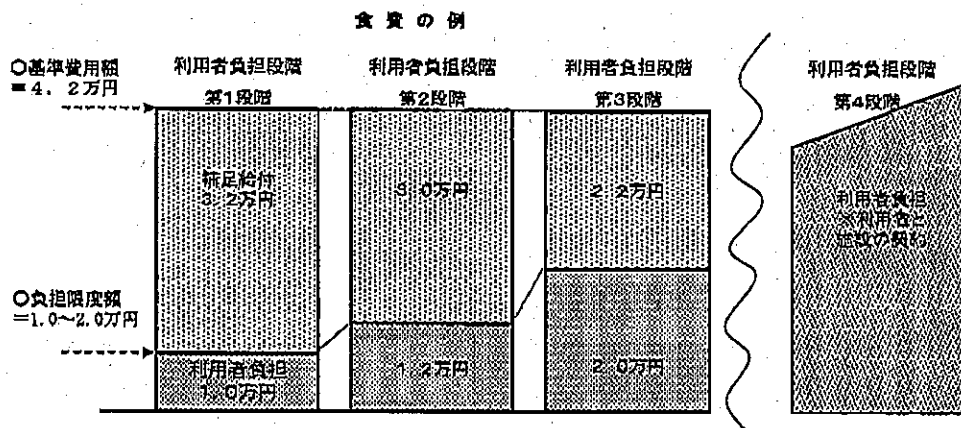
(答)

質問の場合でも補足給付は行われる。

(補足説明)

「基準費用額」は、利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方に対して、低所得者対策の観点から補足給付を給付するに当たり、当該補足給付の上限額として設定しているものである。

したがって、利用者負担第 4 段階の利用者が負担する額と補足給付における「基準費用額」が一致しているか否かにかかわらず、補足給付については、「基準費用額」と「負担限度額」の差額が給付されるものである。



※基準費用額：『平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める額』と『各施設における現に要した額』を比較し、その低い方が「基準費用額」となる。

※負担限度額：入所者の所得の状況その他の事情等を勘案して厚生労働大臣が定める額

(問2) 補足給付(特定入所者介護サービス費)は「基準費用額」と「負担限度額」の差額が給付されるものであるが、「基準費用額」や「負担限度額」は施設によって異なるのか。

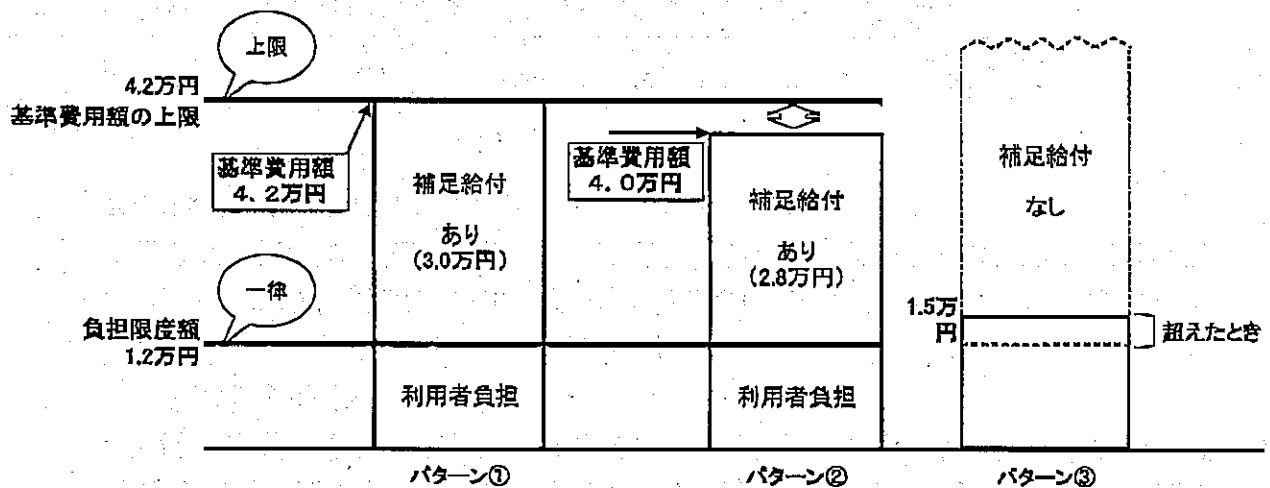
(答)

補足給付(特定入所者介護サービス費)は、利用者負担第1段階から第3段階の方について支給されるものであり、「基準費用額」と「負担限度額」との差額が補足給付として支給されることとなる。

「基準費用額」については、『各施設における現に要した費用』が『平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める額』の額を下回る場合は、『施設における現に要した費用』の額が「基準費用額」となり、この額と「負担限度額」の差額が補足給付として支給されることとなる。

一方、「負担限度額」は、利用者負担段階に応じて一律に決まるものであるが、実際に施設において利用者に負担いただく額が「負担限度額」を超える場合には補足給付は行われないうこととなる。

利用者負担第2段階の食費の例



- ※パターン①<補足給付あり>:「基準費用額」について、「平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める額」=「各施設における現に要した費用の額」のケース
- ※パターン②<補足給付あり>:「基準費用額」について、「平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める額」>「各施設における現に要した費用の額」のケース
- ※パターン③<補足給付なし>:「利用者負担」>「負担限度額」のケース

(問3) 利用者負担第1段階から第3段階の方について、利用者が負担する額が「負担限度額」よりも低い場合でも補足給付は行われるのか。

(答)

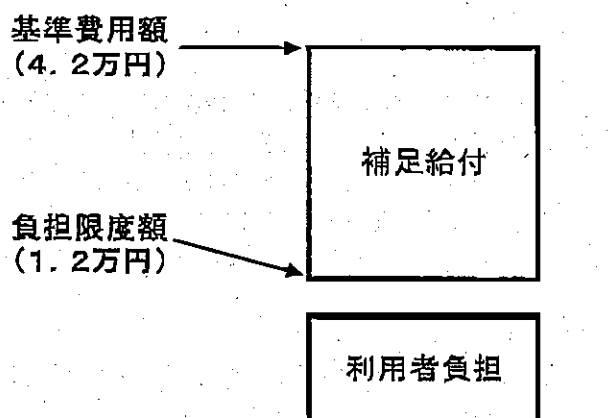
質問の場合でも補足給付は行われる。

(補足説明)

施設において、利用者負担第1段階から第3段階の方については、補足給付と利用者が負担する額によって食費・居住費の費用を賄うことが基本となることから、利用者が負担する額が「負担限度額」よりも低くなるということは一般的ではないと考えるが、何らかの事情により、利用者が負担する額が「負担限度額」以下となっている場合であっても、補足給付は行われる。

なお、その場合においても、補足給付の額は、「基準費用額」と「負担限度額」の差額であり、利用者の負担する額との差額ではない。

利用者負担第2段階  
の食費の例



(問4) 居住、食事の提供に係る利用料については、利用者負担のガイドラインに基づいて適正な手続きがなされていれば、基本的には、施設と利用者の契約で定めて差し支えないという理解でよいか。

(答)

お見込みのとおりである。

(補足説明)

利用者負担に関するガイドラインは、

- ① 事前に文書で説明し同意を得ること等の適正な手続きの確保
- ② 居住費（滞在費を含む）及び食費の算定の考え方
- ③ 利用者の選定による特別な室料及び食費を徴収する際に、区別して説明し、徴収すること

等について定めているものである。

したがって、①利用料の徴収の際に、事前に説明と同意を文書で得ているかどうか、②特別な室料及び食費を徴収する際に、区別して説明し、徴収しているかどうか、等の適正な手続きが確保されていれば、差し支えない。

(問5) 利用者の入院・外泊の際にも居住費の対象としてよいか。

(答)

施設と利用者の契約によって定められるべき事項であるが、利用者が入院・外泊期間中においても居室が当該利用者のために確保されているような場合は、原則として、引き続き居住費の対象として差し支えないものと考えられる。

ただし、当該利用者が低所得者であり、補足給付が支給されている場合の当該補足給付の取扱いについては、外泊時加算の対象期間（6日間）のみとするなど、一定期間内に止めることが必要であると考えている。

(問6) 10月施行当初において、申請漏れ等により11月以降に申請があった場合に、10月1日に遡及して特定入所者介護サービス費等を支払う例外を設けることができないか。

(答)

市町村は、負担限度額認定に関する特例として、利用者が認定証を提示できなかったことがやむを得ないものと認められる場合には、負担限度額認定があったならば支払うべき特定入所者介護サービス費を支給することができるという規定を省令上設けることを検討している。施行当初においては、この規定による弾力的な運用をされたい。

なお、この取扱いをする場合には、償還払いとなる。

(以上)